

ID: 21

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	真岡市真岡木綿会館の設置及び管理条例 第7条		
例規番号	平成19年条例第28号		
<p>【基準】</p> <p>第7条、第10条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の許可)</p> <p>第7条 本市の物産品、特産品その他工芸品等(以下「特産品等」という。)を販売するために真岡木綿会館を利用する者(以下「利用者」という。)は、指定管理者の許可を受けなければならない。 (利用及び入館の制限)</p> <p>第10条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設及び附属する設備の利用並びに入館を拒否することができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設又は附属する設備等を汚損、損傷又は滅失させるおそれがあるとき。 (3) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 22

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	利用の許可		
例規名 根拠条項	真岡市久下田駅前どんとこい広場の設置及び管理条例 第8条第1項		
例規番号	平成21年条例第13号		
<p>【基準】</p> <p>第8条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (利用の許可)</p> <p>第8条 どんとこい広場の施設を利用する者は、あらかじめ指定管理者の許可を受けなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の許可をしないことができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設又は備品等を汚損、損傷又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 暴力排除の趣旨に反すると認めるとき。 (4) その他施設の管理運営上適当でないと認められるとき。</p> <p>3 指定管理者は、管理運営上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 24

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	使用の許可		
例規名 根拠条項	真岡市久保記念観光文化交流館の設置及び管理条例 第8条		
例規番号	平成26年条例第14号		
<p>【基準】</p> <p>第8条、第11条及び真岡市暴力団排除条例第7条の規定による。 (使用の許可)</p> <p>第8条 本市の物産品、特産品その他工芸品等(以下「特産品等」という。)を販売するために交流館を使用する者(以下「使用者」という。)は、あらかじめ指定管理者の許可を得なければならない。 (利用及び入館の制限)</p> <p>第11条 指定管理者は、交流館を利用する者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、施設及び附属する設備の利用並びに入館を拒否することができる。</p> <p>(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。 (2) 施設又は附属する設備等を汚損、損傷又は滅失させるおそれがあるとき。 (3) 他の利用者に迷惑を及ぼすおそれがあるとき。 (4) 前3号に掲げるもののほか、管理運営上支障があると認めるとき。</p> <p>(公の施設の利用の制限)</p> <p>第7条 市長若しくは真岡市教育委員会又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者(次項において「市長等」という。)は、市の設置した公の施設(次項において「公の施設」という。)の利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該利用を許可しないものとする。</p> <p>2 市長等は、既に公の施設の利用を許可している場合においても、当該利用が暴力団の活動を助長し、又はその運営に資すると認めるときは、当該許可を取り消し、又は当該利用の停止を求めるものとする。</p>			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 25

担当部署: 産業部 商工観光課

処分の概要	利用の登録		
例規名 根拠条項	真岡市久保記念観光文化交流館の設置及び管理条例施行規則 第4条		
例規番号	平成26年規則第25号		
【基準】 第4条の規定による。 (利用の登録) 第4条 交流館のうち、観光まちづくりセンター(以下「センター」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ観光まちづくりセンター登録申請書(別記様式第1号)を提出し、登録をしなければならない。			
標準処理期間	1日		
備考			
設定年月日	令和3年4月7日	最終変更年月日	年 月 日